特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第１号
北九州市門司区新門司北２丁目４番５号
清算株式会社　株式会社ＫＨＩ
代表清算人　添田　正道
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
清算株式会社は、協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に協定債権者から全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
1　定義
一般債権とは、協定債権のうち第３に定める関係者債権、開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済及び免除
一般債権のうち、貸金債権については貸金元本額、貸金債権についての保証債務を履行したことにより生じた求償権については保証債務履行額を基準債権額とし、清算株式会社は、保有現預金から清算結了までに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資とし、基準債権額により按分した金額を、本協定認可決定確定後１カ月以内に協定債権者に弁済し、弁済時に一般債権額と弁済額の差額について協定債権者から免除を受ける。
⑵　新たな財産が発見された場合の追加弁済
ア　本協定認可決定確定後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存する場合は、清算株式会社は一般債権者に対し、当該残額を一般債権者の基準債権額で按分して支払う。
イ　アによる弁済を行った場合は、⑴に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として⑴に基づく弁済時に遡って効力を失う。
第３　関係者債権
1　定義
関係者債権とは、協定債権のうち、株式会社東京衡機、添田正道、前田秀樹及び平田真一郎が有するものをいう。
2　関係者債権についての免除
関係者債権は本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
以上
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

再生手続終結

平成２６年（再）第２号
京都市北区平野宮西町８番地
再生債務者　東　　佳弘
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成27年４月27日
京都地方裁判所第５民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第１１号
埼玉県行田市藤原町２丁目３番地21、住民票上の住所埼玉県行田市佐間１丁目10番15号
再生債務者　杉浦　幸史
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月29日まで
4　一般異議申述期間　平成27年６月12日から平成27年７月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（再イ）第１９号
埼玉県富士見市大字水子1297番地31
再生債務者　小澤　良臣
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月22日まで
4　一般異議申述期間　平成27年６月５日から平成27年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第９５号
福岡市東区馬出６丁目14番12―802号
再生債務者　河野　育代
1　決定年月日時　平成27年４月27日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月25日まで
4　一般異議申述期間　平成27年６月１日から平成27年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第９７号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵936番地２
再生債務者　中島利一郎
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月25日まで
4　一般異議申述期間　平成27年６月１日から平成27年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第１７号
埼玉県加須市旗井90番地３
再生債務者　籠宮　　浩
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月26日まで
4　一般異議申述期間　平成27年６月５日から平成27年６月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第８９号
福岡市西区下山門２丁目20番19―201号
再生債務者　松元　里美
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月26日まで
4　一般異議申述期間　平成27年６月２日から平成27年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第９８号
福岡県福津市福間駅東１丁目１番８―1002号
再生債務者　柴田祐太郎
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月26日まで
4　一般異議申述期間　平成27年６月２日から平成27年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第３号
北海道余市郡余市町黒川町18丁目26番地８
再生債務者　小杉ひとみ
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月28日まで
4　一般異議申述期間　平成27年６月11日から平成27年６月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（再イ）第４号
青森市小柳６丁目５番16号
再生債務者　寺山　智章
1　決定年月日時　平成27年５月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月28日まで
4　一般異議申述期間　平成27年６月４日から平成27年６月18日まで
青森地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再イ）第５号
青森市小柳６丁目５番16号
再生債務者　寺山添乃美
1　決定年月日時　平成27年５月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月28日まで
4　一般異議申述期間　平成27年６月４日から平成27年６月18日まで
青森地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再イ）第７号
青森県むつ市大曲１丁目４番43号
再生債務者　濱谷　慎二
1　決定年月日時　平成27年５月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月28日まで
4　一般異議申述期間　平成27年６月４日から平成27年６月18日まで
青森地方裁判所民事部再生係